

国土交通省環境行動計画 (案)

平成16年6月

国土交通省

国土交通省環境行動計画（案） 目次

序文 環境行動計画策定の背景.....P.1

第一章 国土交通省環境行動計画策定に際しての

基本的な考え方と主な取組.....P.2

国土交通行政のグリーン化に向けた4つの視点

行政の全段階を通じた環境負荷の低減

広域・流域の視点の重視

施策の総合的・集中的投入

国民各界各層の主体的な行動、連携・協働の促進

国土交通行政のグリーン化を進めるための6つの改革

(1) 社会資本整備におけるライフサイクル・マネジメント（仮称）の導入

計画決定プロセスにおける環境の内在化

グリーン・バンキング・システムの構築等環境の再生・創造

を行う社会資本整備の推進

アセットマネジメントの導入

（ 建設工事のゼロエミッション化 ）

(2) 環境負荷の小さい交通への転換

グリーン物流総合プログラム（仮称）の創設

環境的に持続可能な交通（EST）モデル事業（仮称）の実施

東アジア交通グリーン化連携プログラム（仮称）の作成

(3) 環境に対する感度の高い市場の整備

ストック重視の住宅・建築物市場のグリーン化総合戦略（仮称）の推進

環境にやさしい経営の促進

（ 木材リサイクル市場拡大戦略（仮称）の推進 ）

(4) 持続可能な国土の形成

全国海の再生プロジェクト（仮称）の推進

水と緑のネットワーク化計画（仮称）の推進

水・物質循環システム健全化プログラム（仮称）の推進

「海洋の健康診断表」（仮称）の提供

(5) 循環型社会の形成

建設工事のゼロエミッション化

木材リサイクル市場拡大戦略（仮称）の推進

FRP船リサイクルシステムの構築

リサイクルポート高度化プロジェクトの実施

(6) 目標の実現力を高める推進方策

トップランナーに対する集中的な支援

国土交通省の率先的取組

行動計画の推進状況の点検

第二章 新たな施策展開

地球温暖化問題への対応.....P.12

1．運輸部門における対応

(1) 交通機関のグリーン化

自動車交通

海上交通・港湾

航空

(2) 交通流対策

(3) 公共交通機関の利用促進による環境的に持続可能な交通（EST） の実現

(4) 物流分野における環境施策の推進（グリーン物流総合プログラム （仮称）の実施等）

(5) 企業・NPOとの協働

(6) 国民の意識向上、理解の促進

2．民生部門における対応

(1) 市場を活用した環境にやさしい住宅・建築物の普及促進

(2) 要素技術の開発及び普及の促進

(3) 国際貢献の推進、国民・産業界等との連携

(4) 官庁施設のグリーン化の推進

(5) 都市整備における地球温暖化対策

3．吸収源対策

4 . 一酸化二窒素対策	
循環型社会の形成.....	P.25
1 . リサイクルの推進	
(1) 建設工事のゼロエミッション推進	
(2) 輸送部門関連のリサイクルの推進	
2 . 静脈物流システムの構築	
3 . バイオマスの有効活用	
健全な自然環境の確保・水循環系の構築.....	P.28
1 . 良好な環境を有する国土づくり	
2 . 水と緑のネットワーク	
3 . 健全な水環境・水循環系の構築	
4 . 自然再生	
5 . 海洋環境の保全	
良好な生活環境の形成.....	P.35
1 . 大気汚染対策	
2 . ヒートアイランド対策	
3 . 化学物質対策	
各環境課題に共通する取組.....	P.37
(1) 環境観測・監視体制の強化	
(2) 環境に係る研究及び技術開発の推進	
(3) 環境分野における国際連携及び国際貢献	
(4) 多様な主体による連携や協働による環境保全への取組の強化	
質の高い情報の提供と共有	
国民各界各層（国民、NPO、地方公共団体、産業界等）との協働	
に向けた仕組みづくり	
環境学習・環境教育の推進	
(5) 国土交通省の優先的取組	
公共事業の進め方の改革	
環境物品等の調達促進	
その他優先的取組の実施	

国土交通省環境行動計画（案）

序文 環境行動計画策定の背景

国土交通省は、「人々の生き生きとした暮らしとこれを支える活力ある経済社会、日々の安全、美しく良好な環境、多様性ある地域を実現するためのハード、ソフトの基盤を形成すること」を使命として、国土の総合的な利用・開発及び保全、社会資本の整備並びに交通政策を推進してきました。平成15年10月に決定された社会資本整備重点計画が「暮らし」「安全」「環境」「活力」という4つの分野ごとに重点目標を定めているように、美しく良好な環境の保全・再生・創造は、国土交通行政の最重要のテーマの一つであり、そのためこれまでも様々な取組を行ってまいりました。

一方、環境をめぐる諸情勢も大きく変化しています。今日の環境問題は、地球温暖化問題や廃棄物問題に見られるように、国民一人一人の日常の行動や通常の企業活動に起因し、不特定多数の原因者が同時にその影響を受ける側にもなる状況にあるほか、発生メカニズムが複雑で、その影響も地域のみならず国境を越えて地球規模の広がりをも有するようになっていきます。また、その影響も直ちに国民生活において顕在化せず、長期にわたり世代を超えて顕在化していく性格を有するものであります。

このような環境問題の今日的な動向に的確に対応し、将来の世代に我が国の豊かな環境の恵沢を承継していくためには、大量生産・大量消費を中心とした社会システムから、循環型の持続可能な社会システムへの変革を図ることが必要不可欠となります。このためには、一つ一つの事業や施策の遂行により個別の環境問題の解決を目指す手法の積み重ねだけでは限界があり、今や社会システム全体の見直しを視野に入れつつ、国土交通行政の環境面からの改革を進めることが必要となっています。

このような状況の下で、国土交通省の発足後4年目であり、政府の地球温暖化対策推進大綱の見直しの年でもある本年、国土交通省は、統合のメリットを生かしつつ、その環境政策を総点検し、「国土交通省環境行動計画」を策定することにしました。

第一章 国土交通省環境行動計画策定に際しての基本的な考え方と主な取組

前述のような環境問題の今日的な動向に的確に対応していくためには、それぞれの事業の実施段階において発生する個別の課題に対応するだけでは十分ではなく、環境の保全・再生・創造を国土交通行政の本来的使命として明確に位置付け、あらゆる局面で環境負荷の低減に努める「国土交通行政のグリーン化」を進めていく必要があります。

国土交通行政のグリーン化に向けた4つの視点

環境の保全・再生・創造を国土交通行政の本来的使命とする「国土交通行政のグリーン化」を体系的に進めていくためには、次の4つの視点から、国土交通行政を再構築していく必要があります。

行政の全段階を通じた環境負荷の低減

環境の保全・再生・創造が国土交通行政の本来的使命であるということは、例えば公共事業の実施でいえば、事業実施段階の個別具体の環境問題に対応するだけではなく、事業の構想及び計画段階から事業実施、維持管理、そして廃止に至るまでの、事業全体のライフサイクルを通じた環境負荷の軽減のための取組を強化すべきであるということです。

環境の保全・再生・創造を目指して、構想段階及び計画段階から最終段階に至るまで、国土交通行政の全段階を通じた環境負荷の低減を促進していく必要があります。

広域・流域の視点の重視

閉鎖性海域の水質の改善を例にとると、個別の対策により水質改善を図るだけでは限界があり、共通の目標のもと、関係する流域を含む広域の視点から、汚濁負荷の発生源となる陸域における対策と、当該海域における環境改善対策を総合的に検討していかなければなりません。

このように、環境の保全・再生・創造を本来的使命とした施策を展開していくためには、広域や流域の視点を重視する必要があります。

施策の総合的・集中的投入

地域における二酸化炭素の削減のための交通対策を例にとると、個々の事業の実施において個別に対応するだけではなく、目標を共有し、各主体が参加して総合的な計画を樹立し、それに従って各種施策を効果的に組み合わせ、集中的に投入していくことが必要です。

環境の保全・再生・創造を本来的使命として効果的な施策を展開するためには、施策の総合的・集中的投入を促進していく必要があります。

国民各界各層の主体的な行動、連携・協働の促進

地球温暖化対策を例にとると、国民一人一人や各企業に、単に日常生活における配慮を求めるというだけでは十分にその目標を達成することはできません。市民、NPO、企業等国民各界各層との連携と協働の体制を確立し、目標を共有した上で、国民一人一人や各企業が市場において環境への負荷軽減につながる行動を主体的に選択する動きを促進していくような条件整備を行っていくことが、求められています。

このような選択を促すには、地球環境の現状と見通し、個々の選択肢とその削減効果、ライフサイクルを視野に入れたトータルなコストについて情報提供することが、まず必要です。

また、個々の施策の実施に当たっても、その社会的な費用と効果を十分に分析し、国民の理解と参加を得ながら実施することも重要なことです。

国土交通省が環境の保全・再生・創造を本来的な使命として取り組んでいくためには、市民、NPO、企業等国民各界各層の主体的な行動と相互の連携・協働を促進していくことが必要です。

国土交通行政のグリーン化を進めるための6つの改革

以上のような4つの視点を踏まえて、国土交通行政のグリーン化を効果的に進めるため、以下の6つの基本的な改革を行ってまいります。併せて、このような国土交通行政のグリーン化が目指す持続可能な社会の礎となる国づくりを進める指針として、国土計画の改革を進めていきます。

(1) 社会資本整備におけるライフサイクル・マネジメント（仮称）の導入

これまでの社会資本整備については、事業実施段階の個別具体の環境問題への対応に重きが置かれる面がありましたが、今後は、事業の構想及び計画段階から事業実施、維持管理、そして廃棄に至るまで、事業全体のライフサイクルや一つの事業を超えた広域的な視点から、環境の保全・再生・創造を内在化させた取組を進めます。

計画決定プロセスにおける環境の内在化

事業の構想段階における住民参加手続きについては、複数案の作成、公表などのプロセスを各種運用指針等に導入し、取組を推進しているところですが、これに加えて、構想及び計画段階において、事業の計画案を策定するに当たり、環境の保全・再生・創造の観点等から総合的に評価する仕組みについて検討し、試行的な導入を進めます。

グリーン・バンキング・システムの構築等環境の再生・創造を行う社会資本整備の推進

河川、内湾・沿岸域、里山等において、湿地、干潟や良好な樹林地等の再生技術、再生された環境を管理する技術の確立等により、効果的な自然環境の再生・創造を図ります。

また、公共事業の実施に当たって、貴重な生態系の保全ばかりでなく、地域における良好な環境の保全、さらには二酸化炭素吸収源対策の観点から、緑地や「海の森」ともいわれている干潟等の確保を図ることとし、公園、河川、道路、港湾等の公共施設空間を活用した緑化を計画的に進めること等により、一定のエリアにおいて事業の実施に伴い緑地や干潟等を減少させないための仕組み（グリーン・バンキング・システム）を構築します。

アセットマネジメントの導入

総合的な資産管理手法（アセットマネジメント）の導入により、補修サイクルの短縮による橋梁の延命化など、公共施設の長寿命化を推進します。

建設工事のゼロエミッション化（(5) 参照）

(2) 環境負荷の小さい交通への転換

運輸部門における地球温暖化対策については、取組を始めて以降、二酸化炭素排出量はほぼ横這いで、これまでの施策が一定の効果をおよぼしていると考えられるものの、なお2010年度における排出削減目標の達成は容易ではありません。

従来から、輸送機関の環境負荷低減技術の開発やその普及、交通の円滑化、鉄道等環境負荷の小さい交通機関の輸送力増強など、環境負荷の軽減を図るための様々な施策を講じていますが、それぞれの施策間の連携についてみると必ずしも十分とは言えない面もあります。

今後、地球温暖化対策をはじめとする「交通のグリーン化」を効果的に進めるために、貨物・旅客の両分野において、輸送効率が高く、環境負荷の小さい交通体系の実現を図っていくことが必要と考えられます。企業や国民がこうした交通機関を選択しやすくするためには、利用者に対する経済的な誘因の付与など需要面に着目した施策や、地域と交通事業との連携強化による公共交通の利用促進という視点が不可欠となっています。

また、地球温暖化や海洋汚染等交通に起因する環境問題は地球規模の問題であることから、我が国がイニシアティブを発揮して、環境にやさしい自動車や海洋汚染防止に関する国際連携・強調の枠組づくりの推進など、問題解決に向けた具体的な取り組みを積極的に進めていく必要があります。

グリーン物流総合プログラム（仮称）の創設

物流部門からの二酸化炭素排出量の削減のためには、輸送単位あたりの排出量が多い自家用トラックから輸送効率が高く排出原単位が小さい営業用トラックへの転換（アウトソーシング）や、トラックから海運、鉄道への転換（モーダルシフト）を推進することが必要です。また、3PL（サードパーティーロジスティクス：荷主から在庫管理や流通加工を含む包括的物流管理を請け負い、新たな物流サービスを提供する事業）の活用などにより、輸送効率の向上を通じた環境負荷の低減が可能となります。

こうした取組を効果的に推進するためには、荷主と物流事業者のパートナーシップが必要です。このため、「グリーン物流総合プログラム（仮称）」を創設し、この中で、荷主と物流事業者が協力して燃料消費量の削減を図るための計画づくりを促進するとともに、計画実現のための環境整備を行っていきます。

環境的に持続可能な交通（EST）モデル事業（仮称）の実施

公共交通機関の利用を促進し自家用自動車に過度に依存しないなど、環境的に持続可能な交通（EST）の実現をめざす先導的な地域を募集し、革新的かつ総合的な取組に対して、LRTの整備やバスの活性化等の公共交通機関の利用促進、道路整備や交通規制等の交通流の円滑化対策、あるいは低公害車の導入促進等の分野における支援策を集中的に講じるなど、地域の意欲ある具体の取組（トップランナー）に対する連携施策を強化します。

東アジア交通グリーン化連携プログラム（仮称）の作成

世界の経済成長センターである東アジアはCO2対策等の地球環境問題解決の鍵を握る地域であることから、日中韓＋ASEANにおけるハイレベル協議を通じて交通グリーン化連携プログラム（仮称）として、環境にやさしい東アジア物流ネットワークの実現のための合意形成を図っていきます。また、同プログラムの一環として、モータリゼーションの進む東南アジア主要都市における混雑・騒音等の問題解決のために、平成20年度を目標として、バスを中心とする公共交通の振興による都市交通のグリーン化を推進していきます。

(3) 環境に対する感度の高い市場の整備

市場は、あらゆる経済主体が参画する、国民全体の連携と協働の場です。特に、地球環境問題のような国民一人一人の日常の行動や通常の企業活動に起因する環境問題を解決するためには、国民や企業の合理的な選択行動の結果として、環境負荷の軽減が実現され得るような市場を整備していく必要があります。このため、以下のような取組を通じて環境に対する感度の高い市場を整備する「市場のグリーン化」を図ります。

ストック重視の住宅・建築物市場のグリーン化総合戦略（仮称）の推進

新築段階における省エネ対策等に加えて、既存ストックも含めた市場全体を視野に入れるなど、住宅の省エネリフォームを推進するための支援策、省エネリフォームのための技術開発、省エネ性能等に関する情報提供等のストック対策を強化します。

また、住宅・建築物の居住性（室内環境）の向上と地球環境

への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かり易い指標として示す提示する建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）の開発・普及等に努めるとともに、長寿命化を図りつつ、質の向上による居住性向上と環境負荷低減の効果や、ライフサイクルを通じたコスト低減について、消費者に情報を提供し的確な選択を支援する仕組の整備を進めます。

さらに、総合的な環境性能の高い住宅等に係る先導的な技術開発等を行うリーディングプロジェクトに対する支援を行います。

環境にやさしい経営の促進

企業経営についても、各企業が環境保全・再生・創造にどのように貢献しているかを市場において評価する動きが本格化しており、企業本来の行動としてどのように環境貢献をするかが問われています。トラック事業、バス・タクシー事業の分野においては、一定以上の優れた環境取組を実施している事業者を認定する「グリーン経営認証制度」が企業の環境取組を市場において評価する仕組として機能していますが、このような環境貢献型の経営（グリーン経営）を促進する枠組を社会資本整備分野を含めた他の事業分野に拡大していきます。

木材リサイクル市場拡大戦略（仮称）の推進（5） 参照）

(4) 持続可能な国土の形成

生物多様性の減少、ヒートアイランド現象を始めとする都市生活環境の悪化、廃棄物問題、湧水の枯渇や河川流量の不安定化並びに閉鎖性水域の富栄養化など水環境をめぐる問題、地球環境問題などの解決すべき課題が山積しています。これらの問題は原因者が多岐にわたり、因果関係が複雑に絡みあっているため、個別課題への対処のみでは克服が困難であり、より幅広い連携により地域や社会全体として取り組んでいくことにより、持続可能な国土づくりを行うことが必要です。

このため、国土の健全化や、環境負荷の小さい潤いのある都市を実現するための以下のような具体的取組を、地方公共団体を始めとする様々な関係機関との連携や、市民やNPOとの幅広い連携・協働により進めていきます。

全国海の再生プロジェクト（仮称）の推進

改善が進みにくい閉鎖性海域の水質を改善するために、陸域からの負荷削減策や海域における環境改善対策など、多様な主体の連携により総合的な施策展開を図る行動計画（「ベイルネッサンス計画」）を策定、推進します。

また、この一環として、下水道の高度処理を進めるため、経済的インセンティブの付与を介し、経済合理性に沿った「排出負荷量の調整配分を行う計画制度」の法制化を措置します。

水と緑のネットワーク化計画（仮称）の推進

美しくうるおいのある良好な環境を構築するため、「景観緑三法」に基づく緑地の保全・創出・活用の推進や、公園、下水道、河川、砂防、道路、港湾など事業間連携の一層の強化や多様な主体の参画により、水と緑のネットワーク形成を図っていきます。

特に、水のネットワークについては、都市内河川・水路の水質、水量や水辺環境に関する問題に対応するため、水源や水路の保全・再生など、水のネットワーク再生を効果的に進めるための制度化を行います。

また、水質の改善については、実証実験を通じて、微生物やヨシなどの植物が持つ力を活用した浄化技術（バイオ浄化技術）を確立し、水質悪化の著しい全国の河川・湖沼において本格的な導入を図ります。

なお、これらの施策を効果的に進めるため、水と緑のネットワークの形成に意欲のある地域の先進的な取組を支援する、地域提案型のモデル事業を、公募により実施します。

水・物質循環システム健全化プログラム（仮称）の推進

山林の荒廃、河川等の水量・水面の減少、水質の汚染、緑地の減少、海洋水産資源の減少、海浜の悪化等に対応し、広域的なエリアで「国土の健康を取り戻す」総合的取組を行う必要があります。

このため、水や土砂、生態系に加え、これまで着目されてこなかった栄養塩類を含めた健全な循環系の再構築に向けた、持続可能な流域管理手法の考え方を取りまとめます。さらに、広域的なモデル流域を選定し、健全な循環システムの再生計画を策定するとともに、関係機関とも連携しながら総合的に計画の実行を支援します。

「海洋の健康診断表」（仮称）の提供

持続可能な海洋の開発・利用や海洋環境の保全には、海洋の状況と今後の見通しや海洋環境を脅かす原因物質の実態に関する詳細な情報が不可欠です。このため、船舶、ブイ、人工衛星などの様々な手段による海洋観測データを収集・解析して海水温、黒潮・親潮などの海流、暖・冷水渦、異常潮位、海洋汚染、海水中の温室効果ガスなどの海洋環境の詳細な実況を把握するとともに、それらの変化の状況や要因などを分析し、その成果を「海洋の健康診断表」（仮称）に取りまとめて提供します。

(5) 循環型社会の形成

廃棄物問題を初めとする今日の環境問題を解決するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、リサイクルなどを通じて、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制しつつ、環境への負荷の低減を図ることが重要です。

このため、関係者の幅広い連携の下、自らが率先的に行う取組や、リサイクル市場の形成等を通じて循環型社会の形成に資する施策を実行します。

建設工事のゼロエミッション化

建設混合廃棄物の削減や、建設発生木材・建設汚泥等のリサイクルを促進することにより、建設廃棄物の最終処分量ゼロ（建設工事のゼロエミッション）を目指すとともに、自然環境への負荷を低減するために土砂等の資源の有効利用を促進します。また、直轄工事については、グリーン購入によるリサイクル材のより積極的な活用を図ります。あわせて、それらの実行に当たっては、具体的な年次目標の設定等により段階的・計画的な施策展開を図ります。

木材リサイクル市場拡大戦略（仮称）の推進

建設発生木材のリサイクルの促進は、建設廃棄物等の産業廃棄物の最終処分量を削減するだけでなく、地球規模での森林資源の減少を抑制し、CO₂（温室効果ガス）の吸収源の保全による地球温暖化防止のために重要な課題です。例えば、焼却等で処分される建設発生木材のすべてをリサイクルした場合、その

量は、我が国の南洋材輸入量に相当するとも言われています。しかしながら、その再資源化の状況をみると一層の取組を必要とする状況にあります。

このため、市場における合理的な選択の結果として建設発生木材のリサイクルがさらに進むよう、以下の施策を強力に講じていきます。

- ・地域の特性を踏まえた建設発生木材のリサイクルを推進するため、地域ごとに促進行動計画を策定します。
- ・木材の主たる需要先である住宅市場においては、安全性の確保等のため、木材等に一定の性能が求められます。こうした住宅市場において、リサイクル木質建材の利用を促進するため、その住宅部材としての性能や品質の評価手法を開発し、市場への門戸を開くことにより、民間活力の活用によるリサイクル製品の開発・供給が図られる市場基盤の整備を図ります。
- ・国土交通省の直轄事業や公団住宅等において、モデル的な使用を率先的に行うことにより市場拡大を図ります。

FRP船リサイクルシステムの構築

FRP船の3R（「リデュース」「リユース」「リサイクル」）を進めるため、使用済みとなった際に処理が困難なFRP材の使用量を減らした「エコ・ボート」の市場化や、FRP船の長寿命化技術の普及などに取り組むとともに、使用済みFRP船のユーザーによる適正処理と再生資源としての活用を実現するため、経済的リサイクルシステムを構築するための制度的基盤を整備していきます。

リサイクルポート高度化プロジェクトの実施

循環型社会を形成するため、港湾における循環資源ストック調整システム（仮称）の構築、リサイクルポートにおける施設整備支援メニューの拡大、リサイクルポート間実証実験等を通して、循環資源の適正かつ効率的な取扱いを推進する静脈物流システムを構築するための先進的な地域における取組を支援していきます。

(6) 目標の実現力を高める推進方策

トップランナーに対する集中的な支援

地球温暖化をはじめとする環境問題に適切に対応していくためには、地域の実情に応じた地方公共団体の取組や、国民各界各層の積極的な取組や様々な知恵の活用が必要です。とりわけ、先進的な取組をしようとする意欲のある者の果たす役割は重要です。

国土交通省としても、従来から既存の制度を通じてこれらの取組を支援してきましたが、今後、これらの取組を一層促進していくため、環境の切り口から意欲ある者（トップランナー）の具体的な取組に対して、関係省庁と必要な連携を図りつつ、制度の整備・充実を含む支援策を講じます。

この具体的な方策の一つとして、一定の地域において、様々な政策資源を総合的に活用して集中的かつ効果的な支援を行い、かつ、その効果を検証するモデル事業を公募等により実施していきます。

国土交通省の率先的取組

国土交通省は、市場に参画する一員として相当の規模を有する主体です。グリーン購入、官庁施設における環境負荷低減プログラムの策定・推進による庁舎のグリーン改修等の率先的な取組を強化します。また、これらの取組の成果等も含めた国土交通省の環境報告書を公表していきます。

行動計画の推進状況の点検

本行動計画の推進状況については、国土交通大臣を本部長とする「国土交通省環境対策推進本部」において、「国土交通省環境政策の基本的方向」（平成15年3月同本部策定）の定期的な点検の中で併せて把握してまいります。

第二章 新たな施策展開

地球温暖化問題への対応

1. 運輸部門における対応

(1) 交通機関のグリーン化 自動車交通

自動車交通部門における地球温暖化問題の対応としては、自動車単体に係る対策は最も効果的な施策の一つである。このため、これまでも一定の効果をあげてきた自動車グリーン税制等によるハイブリッド車等低公害車の普及促進、燃料電池自動車等次世代低公害車の開発・実用化や燃費のトッランナー基準の導入等の諸施策の充実とともに、燃料対策、エコドライブ促進等の総合的な取組を行う。

低公害車の普及促進

・グリーン税制の活用

【平成16年度から開始する新たな自動車グリーン税制（軽減対象を排ガス低減性能及び燃費性能により優れた自動車に重点化）の活用を通じた低公害車の一層の普及に向けて、広く国民各層への広報周知活動を展開】

・低公害車普及促進施策の拡充

【低公害車の一層の普及を促すため、現行補助制度の拡充方策について平成16年度に検討】

【一定の地域において低公害車の集中的な導入を図る施策を平成16年度に検討】

・低公害車優遇施策の創設・拡充

【駐車場料金、施設利用料金等に係る低公害車優遇施策について平成16年度に検討】

燃料電池自動車等の次世代低公害車の開発・実用化の推進

・燃料電池バス実用化促進プロジェクトの推進

【平成17年度以降、燃料電池バスの実用化を促進する観点から、技術基準等の整備を目的とした実証試験等を推進】

・燃料電池自動車の維持管理車両への導入推進

【平成15年12月に道路維持管理用パトロール車として導入した燃料電池自動車を用いて長期的な運行試験を実施し実用性を検証】

・次世代低公害車（次世代ハイブリッド自動車、DME自動車、スーパークリーンディーゼル）の実証実験等

【平成16年度に次世代低公害車の開発を促進し、11月の東京モーターショーに試作車を展示。平成17年度以降に、その実用化・普及に資する観点から、実証公道走行試験等を実施する方向で検討】

・バイオマス燃料自動車の開発・普及促進

【平成16年度から、バイオディーゼル燃料専用車の開発・試作を進めつつ、安全・環境性能についての評価を実施】

自動車の燃費改善

- ・今後の燃費規制の強化の検討

【現在トッランナー基準が定められているガソリン乗用車等について、地球温暖化対策推進大綱の見直しにあわせ、燃費基準の見直しを検討】

- ・総重量2.5 t 超のトラック等のトッランナー基準導入

【平成16年度から、現在トッランナー基準が定められていない車両総重量2.5 t 超のトラック等への基準導入について検討】

燃料のグリーン化を通じた環境負荷低減

- ・軽油の低硫黄化の推進とクリーンディーゼル自動車の開発・普及

【平成16年度中に低硫黄軽油を前提とした次世代低公害車（スーパークリーンディーゼル車）の開発・試作を行い、性能評価等を実施】

- ・バイオマス燃料自動車の開発・普及（再掲）

自動車のアイドリングストップ等のエコドライブの促進

- ・アイドリングストップ時の空調等用電源装置の駐車場等への設置

【平成16年度から車載装置、電源装置の態様、設置箇所等について実現に向けた検討を開始】

- ・デジタル式運行記録計等を活用したエコドライブの普及促進

【平成16年度から、デジタル式運行記録計等を活用して積極的にエコドライブを実施する運送事業者の取組への支援策の検討】

海上交通・港湾

運輸部門における地球温暖化対策のため、海上交通分野について、環境保全に対応した技術開発として、スーパーエコシップの開発・普及、既存船等様々な船舶に適応しうる新技術の開発等に積極的に取り組む。港湾分野について、港湾空間を活用した風力発電の導入を促進する。また、共同分野として、船舶のアイドリングストップについて、実現性を検討する。

スーパーエコシップの研究開発

【平成17年度の実証試験に向けて、電気推進式二重反転ポッドプロペラの実寸モデル試験及び実証船の建造を実施】

スーパーエコシップ等の新技術を用いた経済的な船舶の普及促進

【平成17年度以降、共有建造制度を活用した普及促進策等を検討】

船舶からの排出ガス規制に対応した新技術の開発

【平成18年度までに、超臨界水を活用した船用ディーゼル機関の基礎的研究を実施】

【平成17年度までに、翼効果を利用したマイクロバブルシステムの利用可能性を調査】

船舶のアイドリングストップ推進（陸電供給設備整備）

【平成16年度より、陸電供給の現状と課題を調査し、実現性を検討】

港湾空間への風力発電の導入

【平成16年度中に、港湾・沿岸域への風力発電の導入に係る立地、環境、技術等に関する諸課題について、産官学連携により検討の上、取りまとめ、導入を推進】

航空

航空分野における地球温暖化対策については、これまで税制等を通じて、事業者の燃料消費効率の良い新型機種への更新を支援してきたところであるが、更なる施策（航空管制・着陸装置の高度化、エコエアポートの推進）を講じ、より一層の推進を図る。

航空管制・着陸装置の高度化

【平成16年度以降に、運輸多目的衛星（MTSAT）2機を打上げ、運用開始予定。主に洋上（国際線）経路の容量を拡大。最適経路・高度飛行の実現に寄与】

【平成17年度中に、航空交通管理（ATM）センターを設置し、運用開始予定。空域のより円滑かつ柔軟な運用を実現し、空域の有効活用を図ることにより飛行経路の適正化に寄与】

【航空路・空港周辺におけるRNAV（広域航法）経路を拡充し、平成19年度には一定高度以上をRNAV専用空域とする全国的航空路再編を行い、航空交通の輻輳の回避や円滑な交通流の形成を図り、運航効率の向上に寄与】

【空港の質的充実（ILS（計器着陸装置）の高カテゴリー化、双方向ILS化、管制空港化等）による航空機の上空待機等の減少に寄与する取組を平成16年度以降も随時拡大】

エコエアポートの推進（地上電源設備（GPU）の利用促進、屋上緑化等の推進）

【平成16年度中に、8空港においてエコエアポート協議会（及び必要に応じて「空港環境部会」）を設置し、「空港環境計画」の策定等の取組を開始予定。以降も可能な空港から順次拡充】

(2) 交通流対策

交通流の円滑化を図るため、環状道路等幹線道路ネットワーク整備やボトルネック踏切対策等による交通容量の拡大策、TDM施策による自動車交通需要の調整、料金施策、違法駐車対策、路上工事縮減等による既存ストックの有効活用、公共交通機関の利便性向上による利用促進策等を、地域における関係者（ユーザー、地方公共団体、関係事業者等）と連携した取組により推進する。

TDM施策等による道路交通の円滑化

【バイパス・環状道路の整備や交差点の改良等による交通容量の拡大策】

TDM・マルチモーダル施策による交通需要の調整と各種交通機関との連携
路上工事縮減やハード・ソフト一体となった違法駐車対策など既存ストックの有効活用
等を、都市圏交通円滑化総合計画等を活用しつつ、車の走行速度等のデータを活用した
交通状況の的確な把握により、効率的かつきめ細やかに実施する方策について、平成16
年度に検討】

自動車の使い方を考慮した交通流対策

【環境に配慮した自動車の賢い使い方を推進するため、自動車ユーザーに対し、心理的側面
にも着目した働きかけを平成16年度以降に実施】

【運送事業者等に対して環境に優しい交通行動についての指導を行う等関係施策を平成16年
度以降に実施】

有料道路の多様で弾力的な料金施策の実施

【道路関係四公団による料金施策の実施に向けた多様な料金設定の試行や、一般国道の交通
混雑・沿道環境悪化などの地域の課題を解決するための有料道路の社会実験を、平成16年
度に実施】

自動車需要の調整対策と連携した鉄道・バスの利便性向上

【マイカー流入抑制などの自動車需要の調整対策を行うとともに、公共交通の利便性向上策
を図る新たな取組について平成16年度に検討】

【平成16年度においてTDM実証実験を通じて地域の取組を支援】

バス専用レーン、公共車両優先システム（PTPS）、パークアンドライド等の充 実強化

【違法駐車対策を含めたバス専用レーン遵守策など、バスの走行環境改善策について平成16
年度に検討】

【平成16年度においてTDM実証実験を通じて、違法駐車対策等について地域の取組を支援】

ボトルネック踏切対策の推進

【平成16年度中に実施する踏切道の実態調査等に基づき、道路管理者と鉄道事業者の適切な
役割分担と連携のもと、対策を一層促進】

【平成16年度中に連続立体交差事業等の促進方策を検討】

都市内道路空間の再構成による環境等に配慮した道路整備の推進

【緑地帯、広幅員歩道、LRTの導入等による環境等に配慮した都市内道路空間への再構成
と、その際必要となる道路ネットワークの整備を推進するため、平成16年度に推進策を検
討】

(3) 公共交通機関の利用促進による環境的に持続可能な交通（EST）の実現

LRTの導入、都市鉄道の機能高度化等公共交通機関の整備や駅周辺等の交通拠点

整備、鉄道・バス共通ICカード導入等による交通機関の乗継利便性向上、商業施設、観光事業者等との連携による運賃割引等の公共交通の利便性向上等、地方公共団体、交通事業者等が一体となって行う公共交通の利用促進の取組を総合的に支援し、自家用自動車に過度に依存しない、地域における環境的に持続可能な交通（EST）の実現を図る。

環境的に持続可能な交通（EST）モデル事業（仮称）の実施

【公共交通機関の利用促進の取組を支援し自家用自動車に過度に依存しないなど、環境的に持続可能な交通（EST）の実現を目指す先導的な地域を募集し、意欲ある地域の革新的かつ総合的な取組に対して関連分野の支援策を集中的に講じるなど、連携強化策について平成16年度に検討】

地域による自主的ビジョン策定

【平成16年度において、公共交通活性化総合プログラムの活用等により地域と交通事業者等が連携して公共交通に関する基本構想の策定を促進することを通じた公共交通の利用促進策の充実を検討】

LRTの導入促進等

【走行空間の整備や低床車両の導入等に係わる各種補助の活用、技術基準の見直し、導入に向けた地域における合意形成を促進するための新たな体制づくり等、関係部局の連携による総合的支援策について平成16年度に検討】

空港アクセスの改善

【成田高速鉄道アクセス、仙台空港アクセス鉄道等を整備中】

都市鉄道の機能高度化による公共交通機関の利用促進

【既存ストックを有効活用した都市鉄道の機能高度化の促進方策を平成16年度中に検討】

自動車需要の調整対策と連携した鉄道・バスの利便性向上（再掲）

商業施設との連携による公共交通機関の利用促進

【平成16年度において、広域的な公共交通利用転換に関する実証実験を通じ、ICカードを活用した乗り継ぎ利便の向上、運賃割引、買物割引等、交通事業者と地元商店街等との連携による利便性向上策の取組を支援】

観光分野における取組（旅行者利便性の向上）

【平成16年度において、広域的な公共交通利用転換に関する実証実験を通じ、交通事業者と観光事業者等との連携による利便性向上策の取組を支援】

オムニバスタウン、バスロケーションシステム、ICカード導入等によるバス利用促進策の充実

【オムニバスタウン制度の充実を図るとともに、バスのリアルタイム位置情報の提供や、最適な経路選択・交通機関選択が可能となるシステムを平成17年度を目途に全国主要都市へ導入を目指すなど、バス利用促進策を充実化】

【平成16年度から、バス・鉄道相互の共通ICカードシステムの整備を促進】

バス専用レーン、公共車両優先システム（PTPS）等を通じた定時性の確保によるバスの利便性向上

【違法駐車対策を含めたバス専用レーン遵守策など、バスの走行環境改善策について平成16年度に検討】

駅及び駅周辺の交通拠点の整備や交通機関の乗り継ぎ利便性向上による公共交通機関の総合的な利用促進

【駅前交通環境の改善を図るとともに、公共交通の利便性向上を図る新たな取組について平成16年度に検討】

【ICカードと携帯メールを活用した鉄道とバスの乗り継ぎ案内・誘導システムを平成17年度中に開発】

【公共交通機関の利用促進のため駅及び駅周辺の交通拠点の整備促進方策を平成16年度に検討】

環境負荷軽減を目標とした都市交通マスタープランの策定の支援

【パーソントリップ調査の実施等を支援することにより、地方公共団体による、公共交通の利用増加等による環境負荷の軽減を政策目標に掲げる戦略的な都市交通施策の策定を促進。平成16年度に都市交通マスタープランを策定する具体の都市圏で試行的に取組を実施するとともに、環境負荷軽減目標の導入に関するガイドライン策定に着手】

(4) 物流分野における環境施策の推進（グリーン物流総合プログラム（仮称）の実施等）

海運・鉄道の輸送体制を整備するとともに、アウトソーシング、モーダルシフトの推進や3PL*の活用など、荷主と物流事業者が協力して燃料消費量の削減を図るための計画づくりを促進するとともに、その実現のための環境整備を行うなど、荷主、物流事業者のパートナーシップによるCO₂排出削減のための新たな枠組を構築し、グリーン物流総合プログラム（仮称）等を推進します。

（*3PL（サード・パーティ・ロジスティクス）：荷主から在庫管理や流通加工を含む包括的物流管理を請け負い、新たな物流サービスを提供する事業）

グリーン物流総合プログラム（仮称）の推進

【平成16年度に、CO₂排出削減量算定マニュアルを作成し、荷主・物流事業者の連携による燃料消費量の削減に向けた計画づくりを促進するとともに、その実現に向けた環境整備として各施策を総合的に実施】

モーダルシフト等の促進により環境負荷の小さい物流体系を構築

【平成16年度より、グリーン物流総合プログラムの枠組みに基づき、荷主・物流事業者の個別の取組（実証実験）でCO₂排出削減効果の高い事業について支援】

【荷主のニーズに応えるとともに「グリーン物流総合プログラム（仮称）」推進に資する環境整備として、鉄道貨物輸送の拡充に向けた関係者（鉄道事業者、利用運送事業者、荷主）の取組の強化策について16年度中に検討】

【平成17年度に実施するスーパーエコシップの実証試験と併せ、スーパーエコシップ等の新技術を用いた経済的な船舶の共有建造制度を活用した普及促進策など、内航海運の活性化に向けた施策を検討】

【内貿貨物の効率化・安定的な取り扱いに向け、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルを整備。平成16年度に呉港、中津港等において整備を推進】

物流高度化の推進による環境負荷低減

【3PL事業推進のための人材育成促進事業を平成16年度に開始し、企業の競争力強化、さらなる物流効率化へ向けた物流のアウトソーシングを促進】

【物流コストの軽減や地球温暖化対策に対応した流通効率化型物流施設の立地を促進するための税制優遇措置を平成16年度より実施】

【物流総合情報システムの構築に向けた調査検討を平成16年度に実施】

【貨物流通効率化及び環境負荷低減に資する物流施設の、社会資本整備事業と調和のとれた整備及び運営を行う物流事業者に対する、税制特例や物流関係事業法の特例等の新たな枠組みの検討を平成16年度に実施】

【平成16年度に中部国際空港へのアクセス道路を整備する等、マルチモーダル施策による各種交通機関との連携を深める基盤整備を推進】

荷主企業のCSR（企業の社会的責任）の観点からの環境施策の推進

【CO₂排出削減量算定マニュアル、グリーン経営認証制度、環境ロジスティクス・データベース（平成16年度創設）等を活用した、物流における環境経営の促進】

【モーダルシフト等促進協議会など官民連携によるモーダルシフト促進キャンペーンを平成16年度から毎年実施し、物流における環境経営を消費者の側からも促進】

共同納品、共同配送等を通じた交通円滑化の推進

【IT活用、共同配送等により地域内物流を効率化し、トラックの通行台数削減や停車時間短縮を進める物流TDM実証実験を平成16年度に実施】

(5) 企業・NPOとの協働

運輸部門の地球温暖化対策の効果的な推進のためには、各企業における取組が重要である。経済団体との連携強化を通じ、運輸事業者の取組強化に加え、物流の利用者である「荷主」企業の取組（物流部門の二酸化炭素排出削減への取組、職員の通勤交通マネジメント等を通じた環境負荷低減の取組等）を促進する。また、エコポイントを活用した公共交通機関の利用促進やカーシェアリング等のNPO等の先

進的な取組を支援する。

各企業の物流部門からの二酸化炭素排出量の把握手法の確立

【平成16年度中に、物流部門におけるCO₂排出削減量算定マニュアルを作成し、各企業の環境負荷低減への取組を支援】

運輸事業者の環境経営の促進

【平成16年度の運輸事業者の自主行動計画（ボランタリープラン）を充実・強化】

企業における通勤交通マネジメントの導入推進

【企業等における通勤交通マネジメント手法の先進事例を取りまとめ、平成16年度中に集約の上、公表】

【企業による通勤交通マネジメントについて、国内外の先進的な事例や制度を調査し、我が国で普及を促進するための方策を平成16年度中にとりまとめるとともに、広く一般への利用を可能とするため、マニュアルを整備】

環境取組に対する特典（エコポイント）の活用等による公共交通機関の利用促進

【先進的な事例を取りまとめて平成16年度中に公表するとともに、NPOとの連携を強化】

【平成16年度において、公共交通活性化総合プログラムを通じて、交通事業者、利用者及びNPOとの調整等による地域の取組を支援】

レンタカー型カーシェアリングの促進

【特区における特例措置としてレンタカーの許可基準の一部を緩和する通達を平成16年度早期に発出】

グリーン経営推進マニュアル及び認証制度活用の浸透

【平成17年度中に認証制度の対象範囲を海運、倉庫業等に拡大】

【トラック、バス/タクシーの認証制度の普及・促進により、平成16年度中に認証取得者350社を達成】

企業の社会的責任（CSR）の交通部門のあり方の研究

【CSRについて国内外の先進的な事例や仕組を調査し、環境負荷の小さい交通体系の構築を促進する手法としてのCSRの活用・普及方策について平成16年度中にとりまとめ】

(6) 国民の意識向上、理解の促進

運輸部門の地球温暖化対策を効果的に進めるためには、国民各自がその重要性を認識し、主体的に取り組む必要がある。この観点から、自動車の無駄な使用を控えることの重要性を認識し、これを試行する機会の提供、公共交通機関への転換の可能性を認識し、これを体験する機会の奨励、各個人の環境取組を評価・褒賞する仕組みの工夫、情報通信による交通代替が可能なテレワークの推進といった

裾野の広い施策を推進する。

カーフリーデー、モビリティウィークの活用

【平成16年度において公共交通活性化総合プログラムを通じて交通サービスの需要サイドへの働きかけを促進】

【平成16年度において世界カーフリーデー（9月22日）の動きについて広く周知】

社会心理学的アプローチの活用

【平成16年度において、公共交通活性化総合プログラムを通じて交通サービスの需要サイドに直接、公共交通機関への利用転換を促す社会心理学的アプローチを活用した取組を支援】

【社会心理学的アプローチについて、広く一般への利用を可能にするため、平成16年度にマニュアルを整備】

エコドライブに係る環境教育

【国民各層へのエコドライブ普及のための具体的行動計画を平成16年度中に作成】

【エコドライブ関連イベントについて平成16年度より地方展開を実施するべく関係省庁と連携】

テレワークの推進

【経済界等の関係団体、学識経験者、関係省庁等からなるテレワーク普及促進のための推進組織を平成16年度を目途に設立し、キャンペーン活動等の普及啓発活動を実施】

【平成16年度以降、テレワークが社会、企業、労働者にもたらす効果についてセミナー等により、広く、国民、経済界等に周知】

2. 民生部門における対応

(1) 市場を活用した環境にやさしい住宅・建築物の普及促進

国民の住生活の向上や活動の快適化等を図りつつ、市場での選択の中で、環境負荷の低減が図られるよう、これに適した市場の基盤整備、的確な判断基準等の情報提供、先導的技術開発及び普及の促進等を図る。

省エネルギーフォームに関する市場の整備及び支援の充実等

【平成17年度に省エネルギーフォーム等の推進のための支援策等のストック対策の強化を実施】

住宅の省エネ性能等の評価・表示の普及促進

【平成16年度より省エネルギー性能に係る情報提供の促進やPRを強化。さらに、質の向上による居住性向上と環境負荷低減の効果や、ライフサイクルを通じたコスト低減について、消費者に情報を提供し的確な選択を支援する仕組みを整備】

住宅・建築物に関する総合的な環境性能評価手法（CASBEE）の開発・普及
【平成16年度夏頃を目途に既存建築物に係るCASBEEを作成・公表するとともに、認証制度を創設。また、地方公共団体によるCASBEEを活用した施策の展開のための支援を開始】

建築物等に係る地域のマテリアル循環マネジメントシステムの研究開発
【平成17年度より、IT技術等を活用し、製造、建設、廃棄、リサイクルという建築物等のライフサイクルにおける物流体系の効率化及び建築物の環境負荷の低減を図るシステムの研究開発を実施】

先導的技術開発を行うリーディングプロジェクトの推進
【平成17年度より、総合的な環境性能の高い住宅等に係る先導的な技術開発等を行うリーディングプロジェクトに対する支援を実施】

省エネ法に基づく建築物（非住宅）の新築時等における省エネルギー措置の届出の徹底及び地方公共団体による指示・公表制度の活用促進
【平成16年度、地方公共団体に対して、先進事例の紹介等により建築主に省エネ法に基づく届出を徹底させること及び指示・公表制度の活用等により省エネ基準適合率の向上を促進】

環境に配慮した住宅部品の普及促進
【平成16年度より、社会的要請への対応を先導する特長を有する住宅部品の認定において、省エネルギー性能に優れた住宅部品について認定対象品目を拡大し、普及を促進】

(2) 要素技術の開発及び普及の促進

将来普及を図るべき燃料電池などの地球温暖化を抑制するためのより高度な要素技術やそれらの技術を活用したモデルの開発及び普及の促進を図る。

住宅用燃料電池の技術開発及びモデル的導入

【平成16～17年度に住宅用燃料電池のモデル的実証実験を実施するとともに、平成17年度よりモデル的導入を実施】

北海道における燃料電池モデル

【平成16年度に、電気と併せて熱も活用できる水素燃料電池と地下蓄熱技術を組み合わせたシステム構築に関する実証実験を実施】

雪氷冷熱エネルギーの実用化

【平成16年度より、雪氷冷熱エネルギー利用についてのコスト縮減やエネルギー利用効率の向上についての検討及び雪氷を大都市圏の冷房用エネルギーに活用する方策について検討を実施】

住宅の省資源・省エネルギーに係る新たなシステムの開発

【平成16年度に、自立・循環型の住宅システムの要素技術等の開発及びそれらの成果を普及させるための設計支援ツールや事業手法等の開発を実施】

持続可能な社会構築を目指した建築性能評価・対策技術の開発

【平成16年度から平成18年度にかけて、ライフサイクルを通じたCO₂排出及び廃棄物排出に関する建築物の環境性能の評価手法や対策技術等を開発するとともに、ガイドラインを策定】

建設施工分野における地球温暖化対策の推進

【平成16年度より、建設施工における建設機械からの二酸化炭素排出量を削減するため、省エネ運転方法の普及、省エネ型建設機械の普及促進策を検討】

(3) 国際貢献の推進、国民・産業界等との連携

地球温暖化対策の先進的な取組に関する情報交換を促進するため、国際会議を開催し、我が国の情報技術の情報発信を行う。また、民生部門における国民の行動や産業界の取組を促進するために情報提供等の支援策を実施する。

また、建設関係団体において、建築物等の計画・設計段階における省エネルギー性能向上等の実用的な評価手法を活用し、自主行動計画の自主的な点検・公表の充実を図る。

国内外に向けた我が国の建築に係る環境技術の情報発信（SB05Tokyo）

【平成17年度に、サステナブル建築世界会議（SB05Tokyo）を開催し、CASBEE等の先進的な取組に係る情報交換を行い、CASBEEの国際的普及を促進】

省エネ住宅・建築物に係る情報発信の充実及び各種産業分野との連携

【平成16年度より、CASBEE等を活用して、住宅・建築物の省エネルギー性能に係る情報提供を実施するとともに、住宅・建築物の省エネルギー化に資するエコビジネスの展開等を支援するため、情報交流を行うなど産業界との緊密な連携を実施】

建設関係団体による、建築物等の計画・設計段階における省エネルギー性能向上等の実用的な評価手法の活用のための自主的な検討

【平成16年度から実施】

(4) 官庁施設のグリーン化の推進

官庁施設においては、良質な執務空間を確保しつつ、率先してそのグリーン化を図る必要がある。

このため、環境負荷の低減に資する新たな技術の利用を推進するほか、グリーン診断によるエネルギー使用量の水準を把握し、施設の運用改善提案や、中長期の改

修計画を策定するとともに、計画的にグリーン改修を実施し、官庁施設整備におけるPDCAサイクルを確立する。さらに、その成果について地方公共団体や民間建築物への普及促進を図る。

グリーン庁舎整備指針等の改定

【平成16年度に、ライフサイクル二酸化炭素排出量（LCCO₂）に加え新たな定量的指標を考慮した環境性能評価・表示手法を開発し、グリーン庁舎整備指針等に反映】

既存官庁施設のグリーン診断・改修の推進

【平成16年度までに約2,000の既存官庁施設のグリーン診断を実施し、効果的なグリーン化技術を採用したグリーン改修を計画的に実施】

官庁施設の運用段階における省エネルギーの推進

【平成16年度に、エネルギー消費に係る新たな判断指標を整備し、普及を図るとともに、エネルギー多消費の施設に対し適切な保全指導を実施】

【平成16年度より、ESCO的手法の活用による省エネルギー対策について検討】

(5) 都市整備における地球温暖化対策

現在、地球温暖化等の問題に対応した都市整備が求められている。この問題に対処するためには、環境負荷の小さな都市の構築が必要であり、エネルギーの効率的な利用並びに太陽光など環境にやさしい自然エネルギーの積極的な活用などが重要となってくる。これら環境負荷の少ない都市の実現のため、必要な施策の実施・取組の支援を行う。

地域冷暖房導入の促進

【個別熱源システムと比べエネルギーを効率的に利用でき環境負荷（CO₂、NO_x、SO_x等）を抑えることのできる地域冷暖房施設の導入を推進（平成18年度までに6地区で導入）】

【省エネルギー・環境負荷低減に効果のある雪冷熱エネルギーを有効活用した、地域冷暖房システムの開発を実施（平成18年度までに実用化）】

【地域冷暖房システムの導入による経済・環境面での効果を検証し、地域冷暖房の整備促進を図るための指針を策定】

自然エネルギーを活用した次世代都市整備事業の推進

【太陽光等の自然エネルギーを都市のエネルギーとして活用する次世代都市整備事業を推進（平成17年度までに1地区事業完了）】

3. 吸収源対策（国土交通省における総合的な温室効果ガス吸収源対策の推進）

京都議定書の削減目標達成に向けて、排出削減・抑制対策と両輪をなす都市緑化等の吸収源対策を総合的かつ強力に推進する。特に、都市等の緑を温室効果ガスの

貯蔵庫としてとらえ、公共事業の実施に際して緑の総量を確保する仕組みを開発するとともに、都市緑化等の推進による緑の創出、温室効果ガス吸収量の総合的な把握・報告体制の整備、炭素の固定に資する木造住宅の振興のための取組等を行う。

グリーン・バンキング・システム（仮称）の開発＜緑を確保する取組＞

【公共事業の実施にあたって、貴重な生態系の保全ばかりでなく、地域における良好な環境の保全、さらには二酸化炭素吸収源対策の観点から、緑地や「海の森」ともいわれている干潟等の確保を図ることとし、公園、河川、道路、港湾等の公共施設空間を活用した緑化を計画的に進めること等により、一定のエリアにおいて事業の実施に伴い緑地や干潟等を減少させないための仕組みを検討（平成16年度より手法検討）】

都市緑化等の推進＜緑を増やす取組＞

【都市公園、下水道、道路、河川、砂防、港湾等の公共施設等の緑化等と、都市域や臨海部等における緑地のネットワークの形成を推進し、それらによる温室効果ガスの吸収量を算定（平成16年度に省内体制を整備、平成17年度以降に毎年吸収効果算定）】

温室効果ガス吸収量の総合的な把握のための技術開発と報告体制の整備＜緑を把握する取組＞

【我が国の吸収源インベントリ（目録）作成に必要な土地利用区分データの整備、衛星データ等を用いた民有地を含む都市域全体の緑による温室効果ガス吸収・固定量の算出とモニタリングに必要な技術開発（平成16年度より）】

【我が国の吸収源対策計上のために必要な、都市域を含む国土全体を対象にした緑の吸収量把握体制と、条約事務局への報告体制の整備（平成16年度に関係省庁・省内の体制整備、平成18年12月までに全てのデータを整備しインベントリに反映）】

炭素の固定に資する木造住宅の振興＜緑を活用する取組＞

【木造軸組住宅・建築物について、引き続き若年大工技能者を育成するとともに、普遍性の高い構造要素について、構造耐力等を評価し、技術基準を作成（平成16年度以降）】

4. 一酸化二窒素対策

一酸化二窒素は温室効果ガスの一つであり、二酸化炭素の310倍の温室効果を持つ。下水道の普及等に伴い、年々下水汚泥の焼却量が増加しているが、下水汚泥は窒素含有率が高いことから燃焼により多量の一酸化二窒素が発生する。このことから、下水道事業において積極的に一酸化二窒素の発生抑制対策を推進する。

下水汚泥焼却施設における高温燃焼（850℃）について基準化

【一酸化二窒素が高温で分解する特性を活用し、通常の焼却温度（800℃）より高い温度で燃焼させ、その発生を抑制（平成17年度までに基準化）】

循環型社会の形成

1. リサイクルの推進

(1) 建設工事のゼロエミッション推進

今後、昭和40年代以降に急増した建築物が更新を迎え、その解体に伴って建設廃棄物が急増する見込みであることから、これまで以上にリサイクルを推進しなければ逼迫した最終処分場をさらに圧迫することとなる。

このような事態を未然に回避するため、建設工事のゼロエミッションを推進し、建設廃棄物（建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等）の最終処分量ゼロを目指すとともに、自然環境への負荷を低減するために、土砂等の資源の有効利用を推進する。

< 土砂の有効利用推進 >

建設発生土等の有効利用に関する行動計画の実施

【公共工事の利用土砂に占める建設発生土の割合を平成17年度までに80%に向上させ、新材の利用量を20%に抑制】

浚渫土砂の有効利用のための技術開発

【浚渫土砂を、適切な処置をすることにより建材材料として有効利用。特に港湾工事に用いる地盤材料としての工学的特性を検討】

< 建設発生木材のリサイクル推進 >

建設発生木材リサイクル促進行動計画の策定

【民間事業者、県、国が連携し、モデル県において平成16年度に行動計画を策定】

リサイクル木質建材の市場化への支援策（技術開発、性能評価）

【平成16年度より、建設発生木材等を利用した高性能なリサイクル木質建材の開発・普及を促進】

木造住宅の分別解体や再使用が容易にできる建築技術の推進

【平成16年度より、木造住宅の分別解体や再使用を容易にするため、木造住宅を建設する際に配慮すべき事項をとりまとめ】

< 建設汚泥のリサイクル推進 >

建設汚泥リサイクル促進行動計画の策定

【リサイクルが遅れている建設汚泥について、リサイクル促進のための施策を平成16年度中にとりまとめ】

< 建設混合廃棄物の削減 >

建設リサイクル法の徹底

【平成16年度以降、分別解体を徹底するため、都道府県、特定行政庁による工事現場パトロールを強化】

解体工事仕様の標準化

【平成18年度までに、官庁施設の解体材料の再利用・再資源化の方法及びそれに応じた解体手法を標準化】

リサイクル手法の開発による建設混合廃棄物の削減

【建設リサイクル法により分別解体を徹底しても、現在の技術水準では建設混合廃棄物として最終処分せざるを得ない建築系廃棄物について、平成17年度中をめどに、技術開発により再資源化が可能となる品目を抽出し、それらのリサイクル手法を開発】

(2) 輸送部門関連のリサイクルの推進

廃船処理が困難なFRP船のリサイクルシステムを構築するとともに、自動車リサイクル法の実施の徹底を図り、輸送部門関連のリサイクル体制の充実・強化を図る。

FRP船の高度リサイクルシステムの構築

【廃船処理が困難なFRP船を再生資源として活用し、適正処理が行えないことから生じるFRP船の不法投棄・放置沈没船化防止の一助とするため、使用済みFRP船リサイクルシステムを構築する。このため、平成15年度までのリサイクル技術の開発結果を踏まえ、平成16年度はシステムの制度面について検討を行い、平成17年度を目途に運用開始】

自動車リサイクルの推進

【平成17年1月から本格施行される自動車リサイクル法の環境整備として、新たな抹消登録制度や自動車重量税の還付制度の円滑な導入に向けて適切に対応】

2. 静脈物流システムの構築

循環型社会の形成には、循環資源の適正かつ効率的な取扱いを推進する静脈物流システムの構築が必要である。このため、海上輸送を活用した静脈物流ネットワークの構築、リサイクルポートにおける港湾施設の整備、建設副産物小口巡回回収システムの構築等を実施する。また、適正な最終処分場の確保のために、廃棄物海面処分場の信頼性向上技術の開発等に取り組む。

海上輸送を活用した静脈物流ネットワークの構築

【平成16年度以降に静脈物流ネットワーク構築に向け、循環資源の円滑な取扱いに必要な技術開発、港湾における循環資源ストック調整システム（仮称）の構築、リサイクルポート間実証実験の実施】

【平成16年度中に港湾における循環資源の取扱いを円滑にするためのルールを明確にするため、循環資源取扱いに関するガイドラインを策定】

【平成16年度以降に臨海部における汚染土壌処理対策を検討】

リサイクルポートにおける港湾施設の整備

【リサイクルポートにおいて循環資源を専門的かつ円滑に取扱うための港湾施設の整備を、平成16年度に北九州港、神戸港等において推進するとともに、リサイクルポートにおける施設整備メニューを拡大】

建設副産物小口巡回回収システムの構築

【建設副産物をリサイクル用途に合わせて分別し、少量化・多品目化した建設副産物を分別した状態のまま効率良く回収する建設副産物小口巡回回収システムを構築】

廃棄物海面処分場の建設・管理技術の研究

【平成17年度までに安全で管理がしやすい廃棄物処分場を建設するために、遮水構造を対象とする漏水検知・監視システム、地盤環境モニタリングコーンと地盤情報システムを活用した環境情報収集技術および地盤の強制浄化技術を開発。また、跡地の高度利用に資する技術開発等を実施】

3. バイオマスの有効活用

バイオマス・ニッポン総合戦略と連携し、下水汚泥や有機系廃棄物等の利活用推進、バイオマス燃料自動車の開発等、国土交通分野のバイオマス施策を積極的に推進するとともに、積雪寒冷地等におけるバイオマス利活用についての研究・技術開発を強化する。

下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト等の推進（リサイクル技術、エネルギー活用技術）

【産官学の適切な役割分担のもと、総合的・重点的に技術開発を進めるSPIRIT21の技術課題として「下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト（LOTUS Project）」を推進し、汚泥をバイオマスエネルギー等として最大限有効活用する技術を開発（平成16年度中に開発技術を選定、平成20年度までに研究開発を完了）】

バイオマス燃料自動車の開発・普及促進（再掲）

ロンドン条約を踏まえた下水汚泥海洋投棄の中止

【我が国におけるロンドン条約議定書（96年議定書）締結に向けた準備を踏まえ、従前より海洋投棄から陸上処分やリサイクルに転換している下水汚泥については、全ての下水道管理者が海洋投棄を中止（平成16年度より実施）】

北海道の未利用木質系バイオマスエネルギーの活用

【平成16年度に、積雪寒冷地である等の北海道の地域特性を踏まえ、未利用木質系バイオマスをエネルギーや有用物質に変換する際の技術面、経済面、環境面での可能性や課題を調査、検証することによって、これらの高度利活用技術の方向性を示し実用化につなげるこ

とにより、循環型社会の構築を促進】

バイオマス資源の輸送効率化

【平成16年度以降にバイオマス資源輸送効率化に資する海上輸送を活用した環境負荷の小さい静脈物流システムについて検討】

生ゴミ等有機系廃棄物の最適処理による環境負荷低減技術の開発

【平成16年度までに、ディスポージャーが導入された場合についての生ゴミのリサイクル及びエネルギー回収による環境負荷低減を含む影響の考え方をとりまとめ】

官庁施設における生ゴミリサイクルの促進

【平成17年度までに、生ゴミ処理計画指針（仮称）を策定し、官庁施設において発生する生ゴミの適正な利用、再資源化の促進に寄与】

みどりリサイクルの推進

【公共空間における剪定枝・刈草・落ち葉などについて、焼却処分を極力廃止してチップ化、堆肥化等を進め、近隣の農地や果樹園等での利用を促進するとともに、近隣の公園緑地、港湾空間等の公共空間において利用を図るシステムを整備（平成16年度より各地方整備局単位でシステム整備に着手）】

【上記のシステム整備とあわせ、利用用途の拡大に資する技術開発を実施】

健全な自然環境の確保・水循環系の構築

1. 良好な環境を有する国土づくり

環境制約の高まりの中、健全で良好な自然環境が存在する持続可能な美しい国土づくりを進めていくためには、環境負荷の低減や生物多様性の保全に資する施策を総合的に進めていく必要がある。このため、国土の利用、開発及び保全を一体的に進める国土計画の改革を推進するとともに、大都市圏における都市環境インフラのグランドデザインの策定及び推進、海洋・沿岸域の総合的管理、港湾の施設に関する技術上の基準の改訂に向けた取組を進める。また良好な国土づくりの円滑な推進のため、都市計画制度の活用を図る。

持続可能な国土の創造に向けた国土計画の改革

【全国規模の水と緑のネットワーク形成など循環型・自然共生型の国土づくりに向け、国土の利用、開発及び保全を一体的に進めるための国土計画の改革を推進（平成17年度を目途に「国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策の方針」を提示）】

大都市圏における都市環境インフラのグランドデザインの策定及び推進

【平成16年度より、平成15年度に策定された「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」を推進するとともに、近畿圏においてもグランドデザインの策定を検討】

水と緑豊かな街の実現に向けた都市計画制度の活用

【平成17年度までに運用の指針を地方公共団体に提示】

環境に配慮した都市計画策定のための基礎データ整備

【平成18年度までに都市計画基礎調査としての環境情報の整備方を検討】

海洋・沿岸域の総合管理の推進

【平成16年度より、沿岸域における開発と環境保全について一体的に捉え総合的な調整・管理を行う統合沿岸域管理の考え方に基づき、国際的な先進事例となりうるようなモデル的な取組について検討を開始。】

港湾の施設の技術上の基準の改訂

【平成18年度までに港湾の施設の技術上の基準において、環境配慮への考え方を明確化】

2. 水と緑のネットワーク

美しくうるおいある良好な環境を実現する水と緑のネットワーク形成について、国土交通省が有する幅広い政策手段を活かした総合的な連携・支援体制を一層強化するとともに、都市域を中心とする河川流域における水のネットワーク再生のための制度構築、国土交通省「緑の政策大綱」の策定、全国的な緑の現況把握とデータ整備、臨海部の緑のネットワークの形成、環境と共生した住宅・市街地整備の展開等を行う。

水と緑のネットワーク形成の総合的推進

【公園、下水道、河川、砂防、道路、港湾事業等による水と緑のネットワーク形成について、関係省庁との連携の視点も踏まえつつ、総合的な連携支援体制を整備（平成16年度より）】

【地方公共団体等の取組を支援するため、取組の参考となる総合的なマニュアルを作成するとともに、地方支分部局において、地方公共団体等の相談・連絡窓口を設置（平成17年度に措置）】

都市域を中心とする河川流域における水のネットワーク再生

【都市域を中心とする河川流域における水のネットワーク再生のため、法制度を含む計画・事業制度についての検討を踏まえ、その実現に向けての制度構築を平成17年度に措置】

国土交通省「緑の政策大綱」の策定

【環境行動計画を受けた緑の分野の取組を具体化するものとして、国土交通省の「緑の政策大綱」を策定（平成16年度に措置）】

国土交通省「緑の現況調査」と「緑のデータ集」作成

【都市等の緑の施策の定量的な目標設定や達成度分析のために、全国を対象とした横断的な現況調査とデータ整備を実施（平成16年度に着手、約4年間）】

臨海部の緑のネットワークの形成

【港湾におけるパブリックアクセスとしての緑地のネットワークを形成するとともに、その核となる大規模な港湾緑地等を整備。平成16年度に尼崎西宮芦屋港、堺泉北港で先導的に整備。また、東京港においても整備に向けた検討を実施】

環境と共生した住宅・市街地整備の展開

【環境に総合的に配慮したモデル性の高い住宅市街地整備の促進を図るとともに、平成16年度より住宅市街地整備における緑化のための支援策を強化】

水と緑を活かした良好な市街地環境を形成する市街地整備の推進

【住民と行政・事業者が協力し、個性ある街並みの形成に併せて高質な公共空間の創出を実施するふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業を一般的に展開すること等により、水と緑を活かした良好な市街地環境の形成を推進】

3. 健全な水環境・水循環系の構築

現在、河川、湖沼、沿海域で起こっている様々な問題は、人間が水や土地を利用するために自然に手を加えたことに起因している。これらの問題は個々の問題に対する対症療法的な対応では抜本的な解決には結びつかず、国土の健康を取り戻すため、河川流域から沿海域までも視野に入れた総合的な対応が必要である。健全な水環境・水循環系の構築に向けて、関係する部局が連携し、循環システム健全化プログラムの策定や各種施策の実施・取組の支援を行う。

○水・物質循環システム健全化プログラム（仮称）の実施

【平成16年度中に、国土の健全化を進めるため、流域を一つの系としてとらえた持続可能な流域管理手法の考え方をとりまとめる。】

【平成18年度までに、モデル地域を選定して健全な循環システムの再生計画を策定し、関係機関と連携しながら総合的に支援する。】

雨水貯留・浸透施設の整備等

【平成16年度から、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、河川・流域指定並びに流域水害対策計画を策定するとともに、本格的に雨水貯留浸透施設等の整備を実施】

下水道における健全な水環境・水循環系の構築に向けた経済的手法の導入

【下水道において経済的インセンティブの付与を介し、経済合理性に沿った排出負荷量の調整配分を行う計画制度の法制化を平成17年度に措置】

高度処理の推進など下水処理水の処理レベルの向上

【下水道管理者が放流先の水域の状況を考慮して窒素・りんを計画放流水質に位置づけることにより、高度処理を積極的に推進（平成16年度より逐次推進）】

【計画放流水質を定めることにより、標準的な処理方法の放流水質基準（BOD）を従来の20mg/Lから15mg/Lに強化（平成16年度より逐次推進）】

合流式下水道改善対策の全国展開

【すべての合流式下水道は平成16年度より改善対策を義務づけ。原則10年間で改善対策を完了】

【平成16年度中に合流式下水道改善対策関連24技術の開発を完了し、逐次導入を推進】

河川・湖沼の水質浄化対策の推進

【平成17年度までに微生物や植生による浄化に関する技術を確立し、平成18年度までに水質汚濁の著しい全国の河川・湖沼において本格的に導入】

【ダイオキシン等の微量化学物質に関する浄化技術について、平成17年度までに技術を確立し、平成18年度までに全国の水質汚濁の著しい主要な河川において対策に着手】

ダム湖環境改善プロジェクト

【平成16年度中に、ダムに関する環境負荷について再点検を実施】

【平成17年度以降、再点検結果を踏まえダムによる環境影響の予測・評価及び保全対策技術の高度化を図るとともに、環境保全技術への展開を推進】

水源の保全に向けた取組

【平成16年度より、ダム湖の水質汚濁防止や水源地域の環境保全を図るためのNPO等との連携方策の検討、水質対策事業計画の策定支援及び水源地域対策基金による事業を実施】

官庁施設における雨水排水再利用の推進

【平成16年度中に新技術の採用等による水資源のさらなる有効利用を図るため、排水再利用・雨水利用システム計画基準の改定を実施】

水面確保に向けた施策の連携

【平成16年度に関係部局間及び農林水産省と水面確保方策の検討を行い、平成17年度にモデル地域において、河川・水路の復活、下水処理水の再利用や公園・緑地等における雨水浸透機能の発揮や水面の活用、水循環の健全化、雨水調整地利用等連携方策を検討・公表】

全国水資源評価の実施

【水循環系の健全化に向けた取組の基礎資料とするため、平成16～17年度に水資源の現状を流域（水共同域）単位で評価し、平成18年度公表】

物質循環を考慮した流域・河川・沿岸管理（栄養塩類等の挙動メカニズムの解明）

【平成18年度までに、他省庁等の研究機関と連携し、流域から河川を通じて海域に供給され

る水や土砂に含まれるシリカや鉄などの微量元素の挙動を解明】

住民参加による水環境データの収集

【住民参加にて行う、身近な水環境の一斉水質調査、水生生物調査、ゴミに関する調査、アユの遡上状況調査などについて、平成16年度までにモデル河川において試行し、平成17年度から本格的に実施】

「健全な水循環促進月間」の制定等

【健全な水循環系構築に関し、広く国民に意識を持っていただくため平成16年度に位置付け・月間中の行事内容・事務局等について検討し、平成17年度に広報】

水循環体験ウェブサイトの創設

【水循環系に関する情報や水循環系の健全化に関する取組の普及を図るため、水循環系に関する様々な要素をヴァーチャル体験できるウェブサイトを平成17年度に創設】

【「水テクノロジーリスト」の公表及び企業・市民等の表彰（平成16～17年度に省資源・省負荷機器の調査、ラベリング制度等を検討し、平成18年度に認定登録制度を創設）】

【水会計、水家計簿の導入（平成16年度に導入方策を検討し、平成17年度に公表、情報提供）】

4. 自然再生

高度経済成長期を中心に、自然災害に対する安全性や生活水準の向上と引き替えに、自然環境に大きな負荷を与えていた。過去に失われた自然を回復するためには、関係する多様な主体が参画し、科学的な見地から自然再生を進めることが必要である。このために、過去からの自然環境の変遷等についてデータベースの作成、水辺や干潟等の自然再生に関する技術開発及び環境共生政策の策定等を推進し、地域主体で水辺や湿地、干潟、藻場、緑地等の再生を進める。

国土の環境変化に関する調査と地理情報データベースの作成

【平成16年度から、国土の環境変遷を明らかにするため、過去100年間の土地利用変化を現代の測量技術によって調査するとともに、GISで利用可能な形でのデータ整備に着手】

流域の自然環境や湖沼・湿原に関する調査の推進

【河川流域の自然環境を解明するための地理調査を推進する。また、特に脆弱な環境である湖沼・湿原に関する総合的な地理調査を順次実施するとともに、平成16年度からデータの提供を開始】

自然再生技術の開発

【平成16年度までに、約2割の絶滅危惧種が依存する湿地や干潟の効果的な再生を図るため、河川や内湾・沿岸域における環境評価手法、再生・管理技術を確立】

新たなエコポート政策の策定

【平成16年度に、地球規模での良好な環境の保全や持続可能な発展への要請に応えるため、沿岸域における港湾環境政策の基本的方向を取りまとめた新たなエコポート政策を策定】

自然再生事業の推進

【河川における魚類等の移動障害となる横断工作物の魚道設置・改善について、平成16年内にガイドラインを作成し、平成17年度より全河川を対象に横断工作物に魚道設置や改善を本格実施】

【都市及び都市近郊において、里山等の緑地の再生をすすめるとともに、良好な樹林地等の保全・再生・管理技術を開発し、平成17年度に緑地の保全・再生活動事例集（ガイドブック）を作成】

【沿岸域における干潟・藻場等の保全・再生・創出等を引き続き推進するとともに、平成16年度に、海域環境の改善施策や環境配慮・共生型構造物の事例を収集した海域環境創造事例集を作成】

【平成17年度までに、海岸における環境改善施策や環境に配慮した海岸事業等について事例集を作成】

沿岸域の環境モニタリング・予測技術及び環境再生・創造技術の開発

【平成16年度に沿岸域の環境モニタリングを行い、各種環境データベースを整備し、それに基づく環境の予測・評価システムを構築。さらには、人工の干潟・藻場の造成技術を確立するとともに、海域の底質（化学物質）の影響評価及び改善技術を開発】

5. 海洋環境の保全

国民の海洋環境への関心が深まるなか、関係部局、自治体等が一体となり、全国の閉鎖性海域の環境改善のための行動計画（バйлネッサンス計画）を各海域毎に策定し、各海域における総合的な施策を推進する。さらに、船舶に起因する海洋汚染防止のため、監視体制の強化、事故対策の充実を図るほか、生態系に影響のあるバラスト水問題、海洋環境分野の新たな課題等に積極的に対応する。

全国海の再生

・閉鎖性海域の環境改善のための行動計画の策定

【各海域毎のニーズと自然・社会環境を踏まえながら、各海域における目標の設定及び施策の整合・連携を図るため、各海域毎に関係機関等で構成する「海域環境創造会議」を設置し、関係機関が一体となって海域の環境改善を推進するための行動計画（バйлネッサンス計画）を策定（平成17年度以降）】

【海洋環境の改善や効率的・効果的な管理を行うために環境関連データの共有化を図る「海域環境情報共有システム」を構築（平成17年度以降）】

【干潟・浅場等の自然浄化機能を活かし、潮流や物質循環等を考慮した生態系ネットワーク及び総合的・広域的な水環境の向上を維持するためのモニタリングネットワークの形成を図る「環境改善方策」を策定（平成17年度以降）】

【下水道において経済的インセンティブの付与を介し、経済合理性に沿った排出負荷量の調整配分を行う計画制度の法制化を措置（平成17年度）】（再掲）

・環境改善のための技術の開発

【東京湾及び大阪湾等の閉鎖性海域において、沿岸域における水環境改善のための各種実証実験及び社会実験を推進（平成15年度から実施）】

【沿岸域において、汚濁負荷の削減に向けた水質浄化・環境改善対策に関する技術の開発、並びに環境モニタリングシステムの開発を推進（平成16年度から実施）】

・海洋環境教育の基本方針の策定

【「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の趣旨に則り、海洋環境教育の推進のための基本方針を策定（平成16年度）】

海洋・沿岸域の総合管理の推進（再掲）

新たなエコポート政策の策定（再掲）

海洋汚染対策の推進

【平成15年12月の海洋汚染防止条約改正によるタンカーの二重船体化促進のため、平成16年度中に国内法令の整備を実施】

サブスタンダード船対策の推進

【人命の安全確保、海洋環境保全の観点からサブスタンダード船の排除を目的とするポートステートコントロール（PSC）について、関係諸国との連携を深めつつ強化・重点化し、的確に推進】

【船籍国の政府が自国船の検査を適切に行っているか、IMOの下で、第三国による監査チームが加盟国の船舶検査体制を監査する新たな制度の平成17年秋のIMO総会における創設に向け、IMOでの検討においてイニシアティブを発揮】

油流出事故への対応

【平成17年度までに、より迅速な油回収システムを確立するため、流出油の拡散・漂流の監視予測システム及び砂浜や岩場に近い浅海域での油回収装置の開発並びに大型油回収船の回収・運搬処理技術の向上を検討】

放置座礁船対策の推進

【平成16年度に、入港する一定の船舶に保険加入を義務付ける等の制度を導入するとともに、地方公共団体が行った油等防除措置や船舶撤去に関し国の支援措置を創設し、放置座礁船対策を的確に推進】

バラスト水問題への対応

【バラスト水条約の早期締結に向け、平成16～18年度に問題点の整理等を調査】

【平成15～17年度の3ヵ年において、バラスト水の海域間移送を行わないノンバラスト船型等の開発を推進】

「海洋の健康診断表」の提供

【平成17年度より、船舶、衛星、中層フロート等の様々なデータを組み合わせ、水温、海流等の海洋環境に関する詳細な現況及び予測情報を「海洋の健康診断表」として提供】

良好な生活環境の形成

1. 大気汚染対策

窒素酸化物（NOx）の5割、粒子状物質（PM）の4割は自動車の排出ガスに由来しており、その相当部分を占めるディーゼル車の排出ガス低減対策が重要であるため、自動車NOx・PM法の的確な実施とともに、低公害車の開発・普及、ポスト新長期規制の検討、燃料対策等を推進する。また、建設施工における排出ガス対策を施した建設機械の普及促進策を推進する。船舶分野については、スーパーエコシップの開発・普及、既存船等様々な船舶に適用しうる新技術開発と排出ガス規制との一体的な対策等を推進する。

低公害車の普及促進（再掲）

ポスト新長期規制の検討

【大気汚染の実態、自動車メーカー等の技術開発状況、次世代低公害車の開発状況等を踏まえ、新長期規制以降の新たな排出ガス規制のあり方について平成16年度以降検討】

燃料電池自動車等の次世代低公害車の開発・実用化の推進（再掲）

軽油の低硫黄化の推進とクリーンディーゼル自動車の開発・普及（再掲）

使用過程車の排出ガス検査の充実

【使用過程のディーゼル重量車の排出ガス検査の高度化に係る調査・検討を平成16年度に実施】

スーパーエコシップの研究開発（再掲）

スーパーエコシップ等の新技術を用いた経済的な船舶の普及促進（再掲）

船舶からの排出ガス規制に対応した新技術の開発（再掲）

【平成18年度までに、超臨界水を活用した船用ディーゼル機関の基礎的研究を実施】

【平成18年度までに、ACF（活性炭素繊維）を活用した高機能排煙処理システムの開発を実施】

排出ガス対策型建設機械の普及・促進

【平成18年度までに排出ガス規制の導入等の施策を講じ、建設施工における排出ガス対策型建設機械の使用を促進】

2. ヒートアイランド対策

ヒートアイランド現象の観測・監視、メカニズムの解明等の調査・研究や、緑地や水面の確保、住宅・建築物や自動車からの人工排熱の抑制等の具体的対策などを総合的に実施する。特に、ヒートアイランド現象が顕著な大都市においては関連施策の集中的実施や、対策を総合的に評価しつつ目標水準を設定する手法の開発及びその検証のための実証実験などを、関係地方公共団体や研究機関、事業者等と連携しながら実施する。

ヒートアイランド現象の観測・監視強化とメカニズムの解明

【地球観測衛星による森林・緑地などの環境変化の監視を高度化（平成17年度）】

【地理情報と気象データを用いて気温や風の分布を再現するシステムを構築し、ヒートアイランド現象の観測・監視体制を強化、メカニズムを解明（関東地方については平成16年度中にシステムの運用を開始。以降順次、他都市域へ適用を拡大）】

ヒートアイランド対策の総合的評価手法の開発

【緑地や水面の確保など、ヒートアイランド対策の効果を地理情報等を用いた解析により総合的かつ定量的に評価し、対策の目標水準を設定する手法を開発（平成18年度迄に措置）】

ヒートアイランド現象の緩和に資する緑化計画ガイドラインの作成

【体感温度等を指標にした緑による熱環境改善効果の把握と、それを踏まえた地区等の緑化計画策定に資するガイドラインを作成（平成18年度までに措置）】

建築物に関する対策ガイドラインの作成

【個々の建築物について、建築主体がヒートアイランド対策に関する自主的な取組を行うためのガイドラインを作成・公表（平成16年度中に措置。平成17年度以降、研究成果を踏まえて逐次改定）】

ヒートアイランド対策に関する舗装技術の研究開発

【ヒートアイランドの現象の原因や影響に関する研究を踏まえ、路面温度を低下させる等の可能性がある舗装について、技術的な調査・研究を推進（平成17年度までに街区レベルでの気温への影響、耐久性や効果持続性等の解明について研究を実施）】

水面確保計画ガイドラインの作成

【ヒートアイランド現象の緩和に資するため、水面確保による気温低下効果やエネルギー消費削減効果を定量的に把握し、それを踏まえた都市部における計画的な水面確保に資するガイドラインを作成・公表（平成18年度までに措置）】

ヒートアイランド対策としての下水処理水の利用促進

【下水処理水の利用によるヒートアイランド対策効果を検証すると共に下水処理水の利用促進に向けたガイドラインを作成（平成16年度中に検証、平成17年度にガイドラインとりまとめ）】

打ち水の実施による国民へのヒートアイランド問題の意識向上

【ヒートアイランド問題における水の二次利用、水循環の重要性への関心を喚起するため、広く国民に楽しく「打ち水」に参加してもらう「打ち水大作戦」を官民の協調により全国で展開（平成16年度中に措置）】

自動車からの人工排熱抑制

【グリーン税制の活用や平成16年度から低公害車優遇施策の創設について検討するなど、低公害車の普及を促進】

【国民各界各層におけるエコドライブの普及を図るため、具体的な行動計画を策定（平成16年度）】

3. 化学物質対策

住宅の室内や水域において、化学物質がヒトや動植物に与える悪影響を軽減するため、実態調査を行い、必要な対策を講じる。

シックハウス対策の推進

【住宅・非住宅にかかる室内空気質の実態調査を大規模に行うとともに、モデル的な実証実験を行う等により、平成17年度中に室内空気質に配慮した設計施工に係るガイドラインを作成】

各環境課題に共通する取組

(1) 環境観測・監視体制の強化

環境施策を推進するにあたっては、基礎情報として環境に関する現状及び変化を正確に把握することが重要である。そこで、地上観測設備、地球観測衛星、航空機、船舶などを用いて地表、大気、海洋を観測し、取得したデータや地理情報を収集・統合・解析することにより現状を把握するとともに、これを継続して変化を監視する体制を強化する。

地球地図等、地球規模の地理観測・監視体制の強化

【平成19年の地球地図による全陸域カバーを目指し、平成16年度からデータ調整業務を強化】

【平成16年度に地球地図データ普及のためのWebGISを構築するとともに、環境プラットフォーム

ームとしての利活用のための地球地図アプリケーション戦略を策定】

地球環境総合モニタリング

【平成18年度より、異常気象の発生頻度に関する解析情報をGISに準拠した「気候変動に伴う異常気象リスクマップ」として公開】

【様々な観測・解析手法を適切に組み合わせ、全球をカバーする総合的な地球環境観測・監視体制の構築を長期的視野で推進（平成16年度に有害紫外線情報提供のための体制整備、平成17年度に世界の温室効果ガスデータを解析した分布情報の発表開始）】

国土環境モニタリングの高度化と全国土地被覆データの提供

【平成16年度に全国植生指標10日毎データの提供を開始】

【平成17年度に全国植生指標データの解像度を1 kmから250mに向上させ、提供を開始】

【平成17年度に全国土地被覆分類年間データの試験提供を開始】

海面水位変化の監視の高度化

【潮位・海洋変動データ及びGPS・VLBIの地盤変動データにより、平成17年度に、海面水位と地盤変動の関連情報を発表。平成19年度に、海面変動の変動速度を推定】

海面水位の上昇による影響予測と対策

【平成17年度までに、日本全国の潮位観測により、海面上昇の実態を把握、将来予測を実施。また、その海面上昇による高潮災害や海岸侵食の影響を予測しその対策を検討】

閉鎖性海域における海洋環境モニタリング

【「全国海の再生」を図るため、平成16年度以降、従来の東京湾に加え、大阪湾等の閉鎖性海域においても環境モニタリングを実施。また、東京湾については人工衛星画像による赤潮発生状況等の情報提供を開始】

「海洋の健康診断表」（仮称）の提供（再掲）

(2) 環境に係る研究及び技術開発の推進

国土交通分野の環境問題に対する施策を具体的に検討するため、国土交通省技術基本計画に基づいて、地球温暖化や気象現象といった各種の課題に関する研究を進め、実効性のある施策を構築するための基礎となる情報の蓄積を行い、施策の具体的な実施手段について分析・評価し、施策の円滑な実施を実現する。また、環境に配慮した新技術の活用を促進し、社会や産業に成果を還元する。

気候モデルの高度化

【平成17年度にCO₂の循環を考慮した高精度全球気候モデルの開発を開始】

【平成17年度に日本の詳細な気候予測が可能な日本域気候モデルの開発を開始】

交通部門における二酸化炭素排出量削減施策の効果に関する研究

【都市圏の特性に応じた交通部門における削減シナリオを平成16年度までに提案】

地球温暖化に対応した災害リスク評価に関する研究

【平成16年度までに温暖化による水・土砂災害、渇水リスク評価手法を開発し、我が国に及ぼすリスクの評価を実施】

温室効果ガス吸収量の総合的な把握のための技術開発（再掲）

【我が国の吸収源インベントリ（目録）作成に必要な土地利用区分データの整備、衛星データ等を用いた民有地を含む都市域全体の緑による温室効果ガス吸収・固定量の算出とモニタリングに必要な技術開発を実施（平成16年度より）】

大学の研究者等への研究開発支援（建設技術の研究開発助成）

【研究課題の公募テーマとして環境分野のテーマを設定することで、積極的に環境関連の研究開発を推進（平成16年度開始課題から措置）】

環境に配慮した新技術の活用の促進

【環境に配慮した技術を継続して公募を行う等、公共工事において新技術を積極的に活用するとともに、民間における技術開発を促進（平成16年度より平成18年度まで継続公募）】

汚濁負荷削減のための技術開発、モニタリングシステムの開発（再掲）

【沿岸域において、汚濁負荷の削減に向けた水質浄化・環境改善対策に関する技術の開発、並びに環境モニタリングシステムの開発を推進（平成16年度から実施）】

水素エネルギー社会における新たなインフラ整備及び都市・住宅のあり方に関する研究

【燃料電池を中核とする水素エネルギー社会について調査し、新たなインフラ整備及び都市・住宅のあり方について平成17年度中にとりまとめ】

自転車と公共交通機関の連携に関する調査研究

【自転車と公共交通機関の連携を促進する方策を検討するため、サイクル・トレインやサイクル・シェアリング等といった国内外の先進的な取組について調査分析を行い、平成17年度中にとりまとめ】

経済成長と交通からの環境負荷との分離方策に関する調査・分析

【経済成長と交通部門の環境負荷とを分離することを目的としたOECDのプロジェクトの一環として、我が国のCO₂排出量をモデルを用いて定量的に分析し、平成17年4月にOECDが開催するワークショップにおいて発表】

成熟社会を踏まえた都市のコンパクト化に関する研究

【成長・膨張型から成熟・縮小型へと都市システムを転換したとされるEU諸国について調査

し、都市のコンパクト化の課題等を平成17年度中にとりまとめ】

水環境中の化学物質リスク管理に関する研究

【水域における化学物質のリスク管理を支援するため、平成18年度中をめどに、河川水や地下水における化学物質汚染の実態や移動・変質のメカニズムを解明】

二酸化炭素の深海貯留システムに関する研究

【基礎的技術の確立を図るための研究開発を実施】

(3) 環境分野における国際連携及び国際貢献

国土交通省の有する国土・気象関連の情報・技術を国際社会に提供し、国際的な環境取組を側面支援するとともに、国土交通分野の地球温暖化対策や海洋汚染対策等に係る国際的な議論に積極的に参画し、環境先進国としての我が国のプレゼンスを高める。また、CDM等の手法も活用しながら途上国における環境問題への対応に積極的に貢献していく。

東アジア地域における交通連携の強化を通じた環境問題への取組

(東アジア交通グリーン化連携プログラム(仮称))

・東アジア物流ハイレベル協議

【日中韓+ASEANにおけるハイレベル協議を通じて、環境にやさしい東アジア物流ネットワークの実現のための合意形成を図る】

・都市公共交通政策フレームワーク

【バスを中心とした都市交通を振興し、自動車による公害を軽減する方策を提言。平成16年度以降、ASEAN諸国の5都市について順次ケーススタディ調査を実施】

・ASEAN鉄道再生事業

【環境に優しい交通モードである鉄道整備を推進するため、平成16年度に都市鉄道整備充実に向けての課題とその解決策を網羅した「事業化マニュアル」を策定】

・安全で環境にやさしい自動車プロジェクト

【自動車の安全の及び環境改善に資する為、技術基準、認証制度等の人材育成及び政策協調に関して協力。平成16年度以降毎年、技術基準及び認証制度に関するセミナー等を実施】

海洋環境分野の国際協力体制

【日本海及び黄海の海洋環境保全を目的とした北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の取組の1つとして、大規模油流出事故が起こった際の参加国間の協力内容を規定したNOWPAP地域油流出緊急時計画を平成16年度中に発効】

【ASEAN海域における油流出事故に対応するための国際協力(OSPAR計画)について、枠組みの拡大・再構築に向けて平成16年度より協議を推進】

【平成16年度より、IMO(国際海事機関)のMEPC(海洋環境保護委員会)を通じ、バラス

ト水管理規制条約に関するガイドラインの策定など、船舶起因の汚染対策に関するさらなる国際的な枠組みを構築】

【PEMSEA（東アジア海域環境管理パートナーシップ）の枠組みにより、東アジア海域における環境保全と調和した持続可能な開発について、日本国内における過去の取組の知恵や経験等を先進事例として発信する等の協力を実施】

サブスタンダード船対策の推進（再掲）

クリーン開発メカニズム（CDM）の取組

【CDM事業実施可能性調査、排出削減量推計手法の開発、事業認定を行う運営組織（OE）の育成等を通じ、平成16年度には国土交通分野のCDMの事業化を実現できる態勢を確立】

外航海運・国際航空における二酸化炭素排出抑制対策

【京都議定書上は排出削減義務の枠外である外航海運・国際航空に係るCO₂排出抑制につき、国際機関での議論を踏まえて検討】

国土地理院が持つ情報・技術を活用した国際貢献

【平成19年までの地球地図の全陸域整備に向け、地球地図国際運営委員会の事務局業務を通して地球地図データの整備・精度管理手法の海外技術協力を推進】

【平成18年度までに地球地図フォーラムや技術移転セミナー等を開催し、開発途上国などの政策への地理情報の活用を支援】

地球温暖化に伴う海面水位変化情報の国際社会への提供

【平成19年度までに地球温暖化による海面水位変化の監視のため、潮位観測、海洋変動の解析データ、GPS及びVLBIの地盤変動データを組み合わせ、詳細な海面水位変化を把握し、関係国際機関にデータを報告】

気象庁が持つ情報・技術を活用した国際貢献

【平成16年度より、アジア太平洋域国家気象機関の気候業務を支援するため、アジア太平洋気候センターを通じ、地球温暖化予測情報の提供を開始】

【平成16年度以降、運輸多目的衛星（MTSAT）シリーズを打上げ、運用開始予定。ひまわりシリーズの後継機として、引き続き世界気象機関（WMO）が推進する世界気象監視計画（WWW）に沿い、地球全体の気象現象の把握に貢献】

【平成16年度より、さらに高度な温暖化予測を実施し、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）等の国際的な取組に貢献】

環境にやさしい自動車（EFV）の開発・普及の国際的な推進

【EFVの開発・普及を推進するための国際連携を定着させるため、平成17年後半における第2回EFV国際会議の開催を主導】

欧州運輸大臣会合・都市交通ワークショップの開催

【各国の都市交通政策に関する情報・意見交換を行うワークショップを平成16年度に日本にて開催】

アジアモンスーン地域の流域管理に貢献

【平成16年2月に設立されたアジア河川流域管理組織ネットワーク（NARBO）を積極的に活用して、アジアモンスーン地域の流域管理の問題・課題を分析・把握するとともに当該分野の日本の貢献について検討する（平成17年度までに成果を出して第4回世界水フォーラム（平成16・3）で報告）】

持続可能な建築に関する国際会議

【平成17年度に、サステナブル建築世界会議（SB05Tokyo）を開催し、CASBEE等の先進的な取組に係る情報交換を行い、CASBEEの国際的普及を促進】

国連持続可能な開発に関する委員会（CSD）への参画

【第3回世界水フォーラム閣僚級国際会議で発表された国内外の水行動が着実に実施されるように、国連持続可能な開発委員会（CSD）に参画して水に関する各国政府・各国際機関との連携を強化（平成16年度）】

(4) 多様な主体による連携や協働による環境保全への取組の強化 質の高い情報の提供と共有

環境問題に関する国民の意識の醸成を図るとともに、各主体間の協働を効果的に進めるためには、各主体が互いに質の高い正確な情報を提供し合い、情報が共有され、環境や国土・地域に関する客観的な状況についての認識を一致させることが重要である。

国土交通省が自ら保有する環境情報について、理解の共有や解析に必要な環境情報の整備を図り、インターネットやその他広報活動により積極的に情報提供を行っていくとともに、国民等各主体と、環境教育等の場を活用して積極的に意見交換を行う。

情報提供の充実

【環境行動計画の策定を踏まえ、平成16年度より、国土交通省ホームページのトップページに当省関連の環境情報を集約的に提供するサイトを新たに開設するとともに、国民に積極的にアクセスしてもらえるように、新しい緑の指標の開発や地図を用いたわかりやすい情報提供等の内容を充実。また、環境行動計画に関するパンフレットを作成し、国民、NPO、企業、地方公共団体と積極的に意見交換を実施】

積極的広報活動の推進

【環境行動計画の策定を踏まえ、平成16年度に、国民、NPO、地方公共団体、経済団体等と積極的に意見交換を実施するとともに、国土交通デー（7月16日）において、環境行動計画、環境技術等の積極的広報を実施するとともに、国土交通省出前講座等による環境行動

計画の国民への積極的PRを実施】

国民各界各層（国民、NPO、地方公共団体、産業界等）との協働に向けた仕組みづくり

国民、NPO、地方公共団体、産業界、行政等の立場の異なる様々な主体が共通の目標を設定し、共通認識を持って活動するためには、各主体の合意形成に向けて調整を行う仕組みが不可欠であり、公的立場にある行政が積極的な役割を果たすことが重要である。また、調査等に係る予算措置等で行政が協働の仕組みを支援することも有効である。

各企業の物流部門からの二酸化炭素排出量の把握手法の確立（再掲）

運輸事業者の環境経営の促進（再掲）

企業における通勤交通マネジメントの導入推進（再掲）

環境取組に対する特典（エコポイント）の活用等による公共交通機関の利用促進
（再掲）

レンタカー型カーシェアリングの促進（再掲）

グリーン経営推進マニュアル及び認証制度活用の浸透（再掲）

企業の社会的責任（CSR）の交通部門のあり方の研究（再掲）

水源の保全に向けた取組（再掲）

住民参加により水環境データの収集（再掲）

社会資本整備分野における環境にやさしい経営の推進

【建設業や不動産業等社会資本整備分野関係の産業界において、市場を通じた環境取組の連鎖的波及を実現する仕組みを検討し、企業による環境にやさしい経営を促進するための枠組づくりを進める。（平成17年度から、産業分野別にグリーン経営マニュアル（仮称）策定へ向け検討開始）】

全国海の再生（再掲）

海洋・沿岸域の総合管理の推進（再掲）

環境学習・環境教育の推進

環境問題の解決のためには、国民の一人一人の活動を環境負荷の少ないものに変えていくことが必要であり、持続可能な社会構築に向けた環境教育・環境学習やその普及啓発が求められている。このため、水辺空間や都市の緑地等の多様な自然環境の保全・再生・創造を通じて、人と自然とのふれあいの場を整備することにより環境学習・環境教育の場や機会の拡大を図る。

また、環境学習・環境教育の機会を提供するためには、それぞれの場の特性に応じてリーダーとなる人材が必要である。このため、NPO等との協働により指導者を育成するプログラムの整備や、人材を認定する事業の登録制度を創設する。また、各地域において、環境学習・環境教育の実践や、多様な主体が交流を行うための拠点を整備する。

環境教育の推進

【平成16年度内に、環境教育の推進に関する基本的な方針を定める。】

【平成16年度内に、環境教育を行う人材を育成または認定する事業の登録制度を創設するとともに、NPO等と協働して、指導者の育成のプログラムを整備する。】

【平成16年度内に、各地方整備局に環境教育に関する情報について提供を行うとともに、助言を行うための相談窓口の設置を行う。】

【平成17年度内に、川での体験活動を推進する際に必要な安全教育を行うための資料を作成し、指導者と連携しながら、地域での環境教育活動を支援する。】

【平成16年度内に、全国海の再生の一環として、海洋環境教育の推進のための基本方針を策定】（再掲）

【平成16年度内に、住宅分野における環境教育のための教材の作成・普及を促進するとともに、全国各地において環境共生住宅に関する展示会を実施】

【国民各層へのエコドライブ普及のための具体的行動計画を平成16年度中に作成】（再掲）

【エコドライブ関連イベントについて平成16年度より地方展開を実施するべく関係省庁と連携】（再掲）

(5) 国土交通省の優先的取組 公共事業の進め方の改革

環境行動計画の推進を進めるためには、政策立案主体のみならず、公共事業等の事業主体として大きな社会経済活動を営む国土交通省自らが環境に配慮した取組を進めることが重要であり、以下の取組を進める。

計画決定プロセスにおける取組

【事業の計画決定プロセスにおいて、事業の実施主体が計画案を策定し、環境面等の多様な観点から総合的な評価を実施するとともに、住民参加の取組を積極的に推進することで、豊かな環境の保全・形成と地域のより良い暮らしに資する計画づくりを実施（平成16年度に評価方法等の検討、平成17年度から試行的に導入）】

ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの導入

【環境負荷の低減、アカウンタビリティの向上及び環境意識の向上を図るため、ISO14001に基づく環境マネジメントシステム（EMS）をモデル工事等で試行的に導入し、平成17年度までにその効果や課題を検証】

官庁施設における環境負荷低減プログラムの策定・推進

【平成16年度中に、官庁営繕事業における総合的な環境対策の実施等を図るためのプログラムを策定するとともに、適切な評価・検証を実施し、さらなる官庁施設のグリーン化を推進】

環境物品等の調達の促進

国土交通省は、市場に参画する一員として相当の規模を有する主体として、グリーン購入を始めとする率先的な取組を強化し、市場を通じた環境取組の連鎖的波及を目指す。

公共工事における環境物品等の調達の促進

【平成16年度において引き続き、環境物品等の調達を図るための方針に基づき、環境物品等の調達を推進するとともに、特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて、平成17年度より定量的な目標を設定】

その他率先的取組の実施

国土交通省環境報告書の作成